

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	広島県 庄原市

庄原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県 庄原市 企画振興部 林業振興課
所在地 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
電話番号 0824-73-1124
FAX 番号 0824-72-3322
メールアドレス ringyo@city.shobara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、サル、サギ類、カワウ、シカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、その他獣類
計画期間	令和 3年度 ~ 令和 5年度
対象地域	広島県庄原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和 1年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稲	13.7ha	12,852.2千円
	豆類	0.12ha	20.2千円
	いも類	9.34ha	2,403.7千円
	野菜	3.34ha	5,645.7千円
カラス	水稲	0.00ha	— 千円
	果樹	0.00ha	— 千円
	野菜	0.00ha	— 千円
サル	水稲	0.00ha	— 千円
	果樹	0.00ha	— 千円
	野菜	0.00ha	— 千円
サギ類 カワウ	水稲	0.00ha	— 千円
	野菜	0.00ha	— 千円
	アユ ヤマメ ウナギ		19,369千円
シカ	水稲	0.00ha	— 千円
	野菜	0.00ha	— 千円
	その他		— 千円
ツキノワグマ	野菜等	0.11ha	146.9千円
アライグマ	果樹	0.00	— 千円
ヌートリア	水稲	0.08ha	19.8千円
	野菜	0.20ha	0.0千円
その他獣類	野菜	0.00ha	1千円

(2) 被害の傾向

■イノシシ

年間を通して出沒し、水稻・いも類を中心とした農作物の食害や、掘起しによる畦畔等農業用施設被害が市内全域で発生している。さらに住宅地での目撃も頻発しており生息域は市内全体に及ぶ。

■カラス

市内の随所に群棲しており、年間を通して野菜や果樹などの食害が発生している。畜産（和牛・乳牛）畜舎での濃厚飼料等への食害や、子牛等への被害も報告されている。

■サル

野菜・果樹の収穫期を中心とした食害が発生している。生息域は限定的で、西城・東城地域に集中している。まれに市内各所において、はぐれザルの目撃情報があるが、被害報告までには至らない。民家周辺での出沒もあり、人的被害も懸念される。

■サギ類・カワウ

アユ・ヤマメなどの放流魚への食害が深刻であり、稚魚放流に関しては相当量の被害量となっている。またコロニーでの糞害により、樹木の枯死など環境被害も発生している。

サギ類では、田植え後水稻苗の踏み込み被害も発生している。

■シカ

シカの森林被害については、東城地域において、植林後の種苗の食害が報告されている。市南部より生息域は徐々に拡大しており、現在では、市内全域で生息を確認することができ、今後の被害対策が急務となっている。

■ヌートリア・アライグマ・その他獣類

年間を通じて市内全域に出沒し、水稻・野菜類・果樹の食害が報告されている。

■ツキノワグマ

近年、出産環境が良好で、生息域の拡大と生息数の増加が想定される。

高野・比和地域での果樹の食害が頻発しており、イノシシわなでの錯誤捕獲も増加傾向にある。また、秋季の柿の実への食害は市内各所で報告がある。柿木は民家付近にあることが多く、人身被害等が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 1 年度）		目標値（令和 5 年度）	
イノシシ	13.70ha	12,852.2 千円	12.33ha	11,566.9 千円
カラス	0.00ha	— 千円	0.00ha	— 千円
サル	0.00ha	— 千円	0.00ha	— 千円
サギ類・カワウ	0.00ha	19,369 千円	0.00ha	17,432.1 千円
シカ	0.00ha	— 千円	0.00ha	— 千円
ツキノワグマ	0.11ha	146.9 千円	0.09ha	132.2 千円
アライグマ	0.00ha	— 千円	0.00ha	— 千円
ヌートリア	0.28ha	19.8 千円	0.25ha	17.8 千円
その他獣類	0.00ha	1 千円	0.00ha	0.9 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>市内7地区の猟友会所属の捕獲班と業務委託契約を締結し、有害鳥獣の捕獲による個体数管理を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・シカ <p>箱わな、囲いわな等による捕獲と銃器による捕獲を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル <p>追払いと併せて銃器による捕獲を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ <p>被害に対する防除対策を講じても執着する加害個体について捕獲対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラス、サギ類、カワウ <p>追払いと合わせて、銃器による捕獲を実施。</p> <p>猟期を除く期間において、農作物被害を受けている農家又は集落内の狩猟免許所持者の申請により捕獲許可を交付。</p> <p>わな購入に係る助成制度あり。</p>	<p>猟友会員で編成する捕獲班の高齢化が進み、捕獲班の活動の継続が困難になる可能性が高く、捕獲者の育成・確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>自衛捕獲許可者について、狩猟免許は所持しているが実績と経験が少ない者に対する捕獲指導等が必要である。</p> <p>また、狩猟登録をしていない者に対して捕獲許可を交付する場合には、第三者に対する損害賠償能力のない場合があるため、わなの設置に係る設置者責任の所在について明確にしておく必要がある。</p>
防護柵の設置	<p>農作物被害の防止を目的に防護柵を設置する個人及び集落に対し</p>	<p>個人及び集落の個別対策であるため、根本的な解決にはならず、集落間</p>

等に関する取組	<p>て購入費の補助を実施している。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し集落ぐるみで防護柵を設置する場合に資材を無償貸与している。</p>	<p>など広域的な対応が必要である。</p> <p>また、電気牧柵の場合、設置個所周辺の除草作業等の維持管理が必要であり、管理不足から獣類の侵入を許し被害が止まらない場合がある。</p> <p>国の事業により広域的な防護柵の設置が行われ、一時的に被害の抑止に効果があったが、設置後の維持管理を怠ると、脆弱な部分からの侵入を許すこととなる。また、事業採択当時の設置手法により、道路・水路等の囲い込みができていない地域では、未設置個所からの侵入を許す結果となる地域もある。</p>
---------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>①鳥獣被害防止知識の普及</p> <p>集落で深刻な問題となっている農作物の鳥獣被害を解消して行くためには、集落ぐるみで「環境改善」「侵入防止」「捕獲」の総合的な対策を推進していくことが重要である。</p> <p>対策の必要性を理解し、正しい知識に基づき集落等で実践していく人材を確保し、鳥獣被害防止対策の円滑な推進を図るための研修会を開催する。</p> <p>②捕獲活動の推進</p> <p>捕獲業務を委託している各地域捕獲班員の高齢化を考慮し、現行の組織体制の維持もしくは、体制の再編を含めた協議を実施する。</p> <p>③生息環境の管理対策</p> <p>里山整備を推進し、野生鳥獣との境界線を維持し、人間と鳥獣の棲み分けを行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲班、鳥獣被害対策実施隊 <p>これまでの実績と経験を持ち、地域の地勢に精通する各地域猟友会員で編成する捕獲班・実施隊を中心に捕獲体制を整え、確かな対応を行うとともに、将来的な人員不足に対応するための組織再編についても協議を行う。</p> ・自営捕獲の許可 <p>鳥獣被害を受けている農家自ら又は農家から依頼を受けた狩猟免許（わな猟）所持者へ猟期を除く期間で捕獲許可を交付し、加害鳥獣の捕獲を実施。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、カラス、サギ類、カワウ、サル、シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲班等による捕獲を実施 ・ 自衛捕獲者への捕獲許可の交付及び捕獲技術向上のための研修会への参加幹旋 ・ 捕獲した鳥獣（イノシシ）を鳥獣処理施設へ搬入させるための捕獲者への捕獲後処理技術指導研修の実施 ・ 狩猟免許取得・更新経費の補助金を活用した人材の維持・確保 ・ 箱わなの購入助成及び捕獲班への箱わな貸与
	ツキノワグマ	広島県特定鳥獣保護計画に基づき、やむを得ない場合には有害捕獲を実施
	アライグマ・ヌートリア	講習会の開催による捕獲従事の人材確保（特定外来）箱わなの整備
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県特定鳥獣管理計画などを踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>■イノシシ 近年の捕獲頭数は、1,000頭を超える実績をあげている。里山を中心により民家に近い場所への生息域の変化が見られ農地への出没する個体が増加傾向となっており、これらの加害個体を中心に捕獲活動を実施し被害の軽減を図る。あわせて里山林整備を推進し、集落周辺的环境整備を行う。</p> <p>■カラス 農家及び畜産農家からの被害報告と捕獲要請も年々増加しており、農家自らの追払いと合わせて、捕獲活動に取り組む。</p> <p>■サル サルによる農作物被害地域は限定的であるため、当該地域を中心とした捕獲体制を維持し被害の軽減を図る。</p> <p>■サギ類・カワウ 漁業関係被害は深刻で各漁協の遊漁事業に深刻な影響を与えている。引き続き生息域調査を含めた捕獲を継続する。</p> <p>■シカ 生息域の拡大に伴い生息数も増加傾向にある。また、森林被害（種苗の食害）等の</p>

報告を受けるようになってきている。農作物被害に関しての被害報告は少ない状態であるが、被害の少ないうちに農地への出没を許さない対策が必要となっている。

■ツキノワグマ

広島県特定鳥獣保護計画の目的を尊重しつつ、農作物等への食害や民家周辺への出没等のある加害個体については、ツキノワグマ管理活動指針や問題グマ判断指針により、必要があれば有害捕獲を行う。

■アライグマ・ヌートリア

外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、完全排除を図るため捕獲従事者の養成を行い捕獲の強化を図る。

※令和元年度実績

イノシシ 1,564 頭、カラス 21 羽、サル 29 頭、サギ類 87 羽、カワウ 56 羽、シカ 46 頭、アライグマ 6 頭、ヌートリア 11 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イノシシ	1,800	1,800	1,800
カラス	750	750	750
サル	80	80	80
サギ類	950	950	950
カワウ	300	300	300
シカ	100	100	100
アライグマ	40	40	40
ヌートリア	150	150	150

捕獲等の取組内容

市内 7 地域で編成する有害鳥獣捕獲班の全面的な協力のもと、市内において、わな及び銃器による捕獲活動を実施する。

※銃器については、半矢等を防ぐため対象鳥獣に応じてライフル銃の使用を認める。

なお、実施時期については、原則として狩猟期間を除く 4 月～10 月及び 3 月とするが、特にイノシシ被害が増加する夏季及び秋季については、重点的に捕獲対策を推進するとともに、サル、ヌートリア及びアライグマについては年間を通じて捕獲活動を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の有害捕獲を行う場合には、半矢等を防ぐ観点からライフル銃の使用が必要である。また、シカの捕獲に際しては、遠射を必要とする場面があり、命中精度等考慮し、ライフル銃の使用が必要である。各年度の集中捕獲実施計画に基づき実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし(すでに権限移譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
イノシシ・シカ	フェンス 13km	フェンス 10km	フェンス 10km

(2) その他被害防止に関する取組

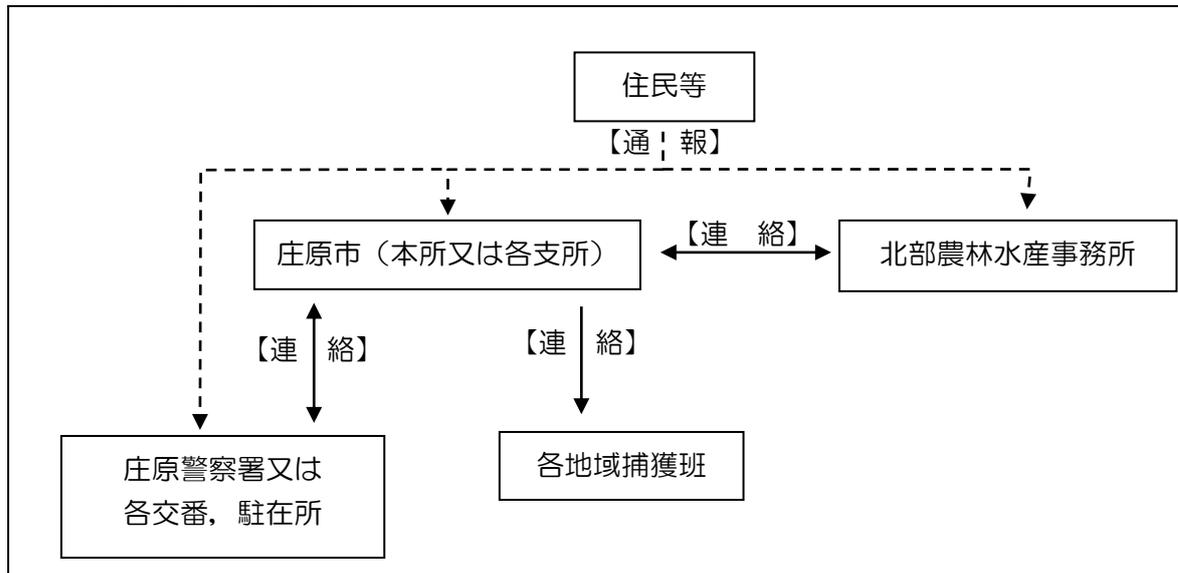
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	イノシシ、カラス、サル、サギ類、カワウ、シカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、その他獣類	・鳥獣被害対策実施隊(市職員)による防護柵の設置や管理に対する指導 ・集落ぐるみの取組(集落の農地全体を囲う侵入防止柵の設置)に向けた地元調整・推進活動の実施 ・緩衝帯の整備、里山の整備 ・集落・農地の生ゴミ・収穫残渣、放任果樹の除去及び追払い方法等の普及啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
庄原市	事務局を担当し、各機関と連絡調整を行う。主に施策立案・出没被害に関する情報収集及び有害鳥獣捕獲班との連絡調整を行う。
庄原警察署	住民の生命、身体安全確保、パトロール
庄原市有害鳥獣捕獲班 (旧7市町単位)	有害鳥獣の捕獲及び追払いの実施
広島県北部農林水産事務所	捕獲許可捕獲に関する助言、指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切な方法で焼却または埋設処分する。イノシシについては、捕獲者の処理負担の軽減を図るため、有害鳥獣処理施設への搬入を推進する。外来生物法に基づく防除従事者の捕獲したアライグマ・ヌートリアは、安楽死処理した後、焼却または埋設処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣（イノシシ）の一部を食品等として利用するため、平成29年度に有害鳥獣処理施設を整備し、庄原市有害鳥獣処理事業運営協議会により運営を行っている。有害鳥獣処理施設の認知度を高め、捕獲後埋設処分をされていた個体の施設搬入を促進し、施設の搬入率の向上を図り鳥獣（イノシシ）の有効利用を推進する。

・年間処理計画頭数

令和3年度：390頭 令和4年度：390頭 令和5年度：400頭

・流通・販売方式

市内の道の駅での直売を中心に、飲食店への食肉卸販売を行う。また、夏イノシシの有効利用として、加工品の製造を外部委託し併せて販売を行う。新規販路として、ネットショップ開設や、ふるさと納税返礼品としての取り扱いを行う。

同業他社との差別化を図り販売単価の向上を目指すため、国産ジビエ認証を取得し食肉衛生管理の徹底を図る。

ペットフード原料としてイノシシ肉を使用する認知度が高まりつつある状況であり、継続的に安定的な原料提供が維持できるよう搬入頭数の確保を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	庄原市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
庄原市企画振興部林業振興課	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
庄原市猟友会（旧7市町単位）	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
庄原市有害鳥獣捕獲班 （旧7市町単位）	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
広島県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の生態系の情報提供や個体数調整の指導等
庄原農業協同組合	防除対策の指導及び協力
比婆庄原地区森林組合連合会	山林での鳥獣の被害状況等の把握や被害防止対策の指導等
甲奴郡森林組合	山林での鳥獣の被害状況等の把握や被害防止対策の指導等
西城川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
東城川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
帝釈峡漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
神野瀬川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
田総川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
広島県農業共済組合	農作物の被害状況把握や被害防止対策の指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県北部農林水産事務所	有害鳥獣関連及び被害防止技術の情報提供等
広島県北部農業技術指導所	栽培技術や被害防止対策の指導等
広島県農林水産局水産課	カワウに関する被害防止技術の情報提供等
庄原警察	人身被害等の連絡体制の構築等
広島県三次市	情報提供
広島県府中市	情報提供
広島県神石高原町	情報提供
岡山県新見市	情報提供
島根県奥出雲町	情報提供
島根県雲南町	情報提供
島根県飯南町	情報提供
鳥取県日南町	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者で組織する有害鳥獣捕獲班員の中から推薦された者及び市職員による庄原市鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農林水産物の被害は、鳥獣の生息する区域で被害が多発しており、生息する区域によっては広範囲で被害対策を講じなければならない。集落、地域住民が一体となった取り組みを展開し、被害防止を図っていかななければならない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防除・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。

また、特定外来生物による、生態系や産業などに深刻な影響や被害を及ぼしていることを踏まえ、新たな特定外来生物の増加を防ぐためにもペットとして動物を扱う際は、飼育する動物の生態的特徴等を十分認識したうえで、最後まで責任を持って飼育するよう普及啓発する。